

令和 8 年度第 1 回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和 8 年度第 1 回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会
- 2 開催日時 令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 2 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4 階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員
細田弥太郎、伊勢尋氏、山本大、伊藤正、中島貞子、折笠慶子、小泉直紀、中村友美、山崎次男、青山道隆、笹島修、高久たかみ、安藏秀彦、土屋和子、池田清美、中庭由美子、加兒泰
 - (2) 執行機関
三宅陽子、高橋慎一、美齊津諭代、櫻井憲男、高久満知子、石川健、小林真由美、渡邊諭、佐々木瑛、片桐博史、吉崎直人、長島大祐、古橋卓也、山名龍一郎
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 報告事項（公開）
 - ・水戸市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
 - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 適用なし
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る） 1 人
- 8 会議資料の名称
 - ・資料 水戸市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針
- 9 発言の内容
 - 【司 会】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和 8 年度第 1 回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を開催いたします。はじめに、開会にあたりまして、三宅福祉部長より挨拶申し上げます。
 - 【福祉部長】

福祉部長の三宅でございます。

本日は、大変お忙しい中、水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃から本市の福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。全国的に少子高齢化が進行し、本市においても、高齢化率の上昇、単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化をしております。そして、行政に求められる役割もますます重要になっております。本市においては、これまでも、社会環境の変化や市民ニーズ等を捉えながら、様々な高齢者福祉施策を展開してきたところであり、引き続き、地域包括ケアシステムのさらなる深化に取り組むとともに、持続可能な介護保険制度をしっかりと確保していくことが必要と考えております。本年度は、3年ごとに見直しを行う高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の年度となります。この計画は、来年度からの3年間ににおいて、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための重要な指針となるものでございます。本日は、計画の策定基本方針について御審議をいただければと存じます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場や専門的知見から忌憚のない御意見をお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】

それでは次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

「本日の会議次第」「水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会委員名簿」「席次表」「水戸市社会福祉審議会条例」「資料 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針」「水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」資料につきましては、以上でございます。過不足等ございますでしょうか。

【司 会】

この審議会は、水戸市社会福祉審議会条例に基づいて設置しております。

まず、はじめに、本日の協議会の定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項の規定では、委員の2分の1以上の出席で会議が成立することとなっております。本日は17名の方に御出席をいただき、定足数を満たしておりますので、御報告いたします。

【司 会】

続きまして、改選後初めての会議でございますので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。____委員より時計回りをお願いします。

(委員自己紹介)

【司 会】

ありがとうございました。つづいて、事務局をお願いします。

(事務局自己紹介)

【司 会】

つづいて、当専門分科会の会長及び副会長の選任に移らせていただきます。会長、副会長につきましては、審議会条例第7条第4項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしました

ようか。

(事務局一任の声あり)

【司 会】

ただいま、事務局に一任との御意見がございましたが、事務局（案）を提示させていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【司 会】

それでは、事務局案を御提示申し上げます。

当専門分科会の会長につきましては、____の____委員に、副会長につきましては、____の____委員にお願いしたいと考えております。

【司 会】

本案でよろしければ、拍手をもちまして御承認をいただきたいと存じます。

(拍手)

【司 会】

ありがとうございました。御承認をいただきましたので、会長は____委員、副会長は____委員にお願いいたします。それでは、前の席へお移りください。

(会長、副会長は席を移動)

【司 会】

ここで、会長、副会長より、一言御挨拶をいただきたいと存じます。

____会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】

御指名いただきました____でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年、2025年にいわゆる団塊の世代全員が75歳以上という状況になってまいりました。高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、来年度からの計画に関しまして、皆様方の忌憚のない御意見をいただきまして、この分科会の運営に務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司 会】

ありがとうございました。続きまして、____副会長、お願いいたします。

【副会長】

____の____と申します。よろしくお願いいたします。高齢化社会となって、高齢者のところを訪問しても、なかなか意思が通じなかったり、独居の方が増えてきたりというところがありますので、いろんな方面から重層的支援ができるように、皆様で考えていけたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事に入ります。議事進行につきましては、審議会条例第7条の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会長より議事進行をお願いいたします。

また、御発言の際には、挙手のうえ、お手元のマイクのスイッチをオンにさせていただきますようお願いいたします。

【会長】

ただいま、事務局のほうから説明がありましたとおり、審議会の議事は会長が進めることとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

失礼ながら、議事は着座のまま進めさせていただきます。

議事に入ります前に、この委員会は、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」により公開することとなっておりますので、その旨、御承知おきいただきたいと思います。

また、同規程第7条により、審議会の会議録を作成し、2名の方から署名をいただくこととなっております。本日の会議録の署名人につきましては、____委員さんと____委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は2件でございます。

まず、はじめに、(1)第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問等がありますでしょうか。

【____委員】

新しく加わったというところで、昨年度から取組をされているリエイブルメントについて、どうしても聞き慣れない言葉だと思いますので、どのような周知をしていくのか。また、(4)の持続可能な介護・福祉サービスの充実について、人材確保やデジタル技術の活用で業務改善や業務効率化が図られるのだと思うんですけども、促進するのであれば、具体的にどのような方策を掲げていただけるのかお聞きしたい。

【執行機関】

リエイブルメントの周知については、まずは介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービスと

して、リエイブルメント型の短期集中予防サービスを要支援の方向けに実施しており、そのサービスをしっかりと実施していくことが大切であると考えています。また、総合事業の事業なので、ケアマネジメントを通して、利用者がサービスにつながるという性質がありますので、各圏域の地域包括支援センターと連携して、必要な方へサービスを届けていくことも大切であると考えています。その上で、リエイブルメントという言葉は聞き慣れない言葉だと思いますので、広報などをとおして周知をしていかなければならないと考えています。

続いて2点目、業務改善・効率化の取組やデジタル技術等の活用の促進については、これまでの取組としては、県の補助金の周知や労働安定センターのサービスの周知等を行ってきたところではありますが、業務改善・効率化を含め、金銭的な援助というのは難しい状況にあります。事業所間の情報共有がなかなか進んでいないというところがございますので、先進的な事例を取り上げて情報共有を図ることで、皆様の事業所間の取組を促進していくというのを考えております。その他、事業所間の情報共有を軸に、皆様の意見を伺いながら進めていければと考えております。

【___委員】

ありがとうございました。リエイブルメントは、よい方向性だと思いますので、広報紙などにも載せていただければいいかなと思います。また、効率化等については、補助金の周知メール等いただけるのはいいなと思ったのと、先進的な事例ということで、効率的にやっているところが出てきている、うちの事業所でも半年前と今では全然やり方が違っている、働き方が変わってきている状況です。また、AIみたいなものを使っていくようになっていくと思いますので、間違いが起こってからでは遅いので、間違えない運用の仕方などの研修を今のうちに開いていただいて、わかっている状況で始められるような取組促進という形で進めていただけるとうまくいくのではないかなと思っています。

【___委員】

成年後見制度の利用促進とありますが、我々、施設サービスを運営する事業所にとっては、高齢者だけで身寄りがなかったり、高齢者御夫婦だけでとか、家族がいても遠方でという方が結構いらっしゃる、もちろん、それを理由にサービスをお断りしないようにはできるだけしてののですが、お支払いのことであったり、病院の受診があったときなどに、病院との同意書のサインとかに課題を感じているところではあるので、この促進についてはぜひ進めていただきたいと思います。

また、必要性が出てから成年後見制度を活用するのは、なかなか難しいというのが現状なのかなと思いますので、任意後見制度も含めて推進していく、できるだけ早い段階でそういった制度を活用していただけると助かるなと思います。先ほどもいいましたが、病院で緊急で入院するとなった場合に遠方の家族だったりすると、すぐに来られないというケースが多々ありまして、そういった場合、施設の職員がつきっきりになったり、手術や入院の同意書を書かなければならなくなったりするので、肉体的にも精神的にも通常のサービス以外の負担が出てきますし、人材不足という話とも繋がると思うんですけども、限られた職員体制でやっている中で、半日や1日人手をとられてしまうと体制が厳しいというところがありますので、ぜひ、推進をお願いいたします。

【___委員】

3点質問があります。資料の1ページ下段のところに、認知症施策推進計画を内包すると書かれておりま

した。これは令和6年1月からの法律に基づいてということですが、これについての説明をもう少しお願いします。私たちの第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中にも、認知症の施策の推進は入っているので、わざわざここに書いたというのは、国の方、県の方で何か新しい旗を振っているのかもう少し説明をお願いいたします。

【執行機関】

認知症施策推進計画については、令和6年1月に認知症基本法が施行し、国においても、認知症施策推進計画を策定しました。その中で、新しい認知症観というのが重視されていまして、認知症になっても地域で自分らしく暮らしていくという共生社会的な価値観を強く反映したものです。もともと、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中でも認知症施策についてはありましたが、改めて、内包する形で市町村の計画を立て、その中で一つ一つの施策が大きく変わるのではなく、それぞれの施策が新しい認知症観を反映できているのかというところを見直していくという形で計画を立てていくことになるかと思います。

【___委員】

ありがとうございました。新しい認知症観、地域で暮らしていくということで、副会長の挨拶にもありましたが、訪問に行くと受け答えがなかなか難しいとか段々と認知症が進んできていることが見受けられる方もいらっしゃるので、新しい認知症観と認知症施策の推進は非常に重要と考えております。

次に3ページの(3)認知症施策の総合的な推進で、若年性認知症の人への相談体制や、2ページ(1)にあるように、属性や世代にかかわらず受け止める相談支援体制の充実と書かれているので、高齢者福祉計画とありますが、若干膨らみを持たせている計画の方向性なのかなと思いましたが、どうでしょうか。

【執行機関】

まず、先ほどの説明の補足で、市町村の認知症施策推進計画は努力義務となっております。続いて、若年性認知症の方に対しましては、まずは各圏域の地域包括支援センターが相談対応していくところが一番大事なところになってくるかと思います。重層的支援との関係で、相談を受けた後、全ての対応を地域包括支援センターがそのままするというのではなく、相談を受けた段階で属性が違う方であっても、しっかりと話を受け止めて、必要であればほかの機関に繋いでいくということになります。対応自体が膨らむというよりは、つなぎの部分をしっかりとしていきたいと思います。

また、若年性認知症につきましては、9期の計画にも記載されているものでありまして、基本的にこの計画は高齢者を対象としたものでありますけれども、若年性認知症を含めて特定疾病等いわゆる2号の介護認定が出ている方も対象にしているものであります。

【___委員】

重層的支援体制の話もありましたが、障害福祉や高齢福祉、介護などいろいろ重なる部分も高齢者の方もあると思います。そのような中でいろいろな計画を膨らみを持たせるというのと、重層的に支援していくのをお願いしたいと思います。

また、一番重要だと思っているのは、(4)持続可能な介護・福祉サービスの充実の中で、介護職員の人材が足りないという話を地域で聞いています。就職してもすぐにやめてしまうとか、スキルを持った方などがすぐに退職してしまうとかそういった現状があります。地域でも、介護・看護で働いている方はたくさんいらっしゃるのですが、処遇改善と言葉で言うのは簡単なのですが、長く働いて、お互いによいように働いていただ

ける施策というのをぜひとも計画の中に入れていただきたいと思います。人が足りないと、もう少しできるのという歯がゆい思いをしていると、保健師の方やケアマネジャーの方から聞いたりしていますので、そこをどうやっていくのか、具体的な中身もそうですが、今は第1回目なので気概を持ったお話を聞かせていただければと思います。

【執行機関】

水戸市で、直接雇用に結びつくような支援ができるかというところ、難しいと考えているところはございます。職員を雇用するのは、法人側の話になってしまいますので、そこに対して行政側が、どのように支援していけるか、特効薬をお示しすることが難しい状況が続いているところではあります。国、県の制度を活用しつつ、今後、どのような手立てがあるのかというのを、皆さんの御意見もいただきつつ、検討していきたいと考えております。

【___委員】

雇用の話は難しいという話はいただきましたが、水戸市で高齢者が安心して暮らしていけるような政策を、ぜひとも進めるためにも、水戸市はこの点は頑張っていますというようなお話を聞いたかったのですが、難しいところもあると思うので、今後の4回の会議の中で発言していきたいと思っています。

【___委員】

先ほどの人材確保というところで、我々施設は、人材不足が課題で、それぞれの事業所ごとに努力をしていくというのは当たり前の話だと思うのですが、今介護業界で施設で働く担い手というのは、平均年齢が上がってきていて、うちの施設でも40～50代くらいが平均の年齢となっています。自分たちの努力も必要だとは思いますが、介護業界にできるだけ若い担い手が入ってくるように、職業選択として選んでいただけるような活動というのは切に願いたいと思います。あわせて、計画の中で、特養やショートステイのベッド数の確保・整備というのはあるかと思うのですが、ほかの施設でも、職員不足によって休止せざるを得ない状況というものもある中で、水戸市で把握している休止中の施設数・ベッド数があれば教えていただきたい。

【執行機関】

まず、こちらとしても施設職員の方の高齢化については、各種調査から把握はしておりますので、令和5年度以降、若い高校生世代へ介護職員への興味を持てもらえるよう、市内のNPOと協力しているちいすけヤングという事業で、高校生に市内の介護サービス事業所でボランティアとして活動してもらい、将来の職業選択に介護サービス事業所という選択を加えてもらえるように、介護職のPRを実施しています。また、令和7年度にちいすけヤングに参加した高校生を取材して、水戸の市報に特集として掲載したということもございます。地道ではありますが、介護職全体のプラスの面をアピールし、より興味を持っていただけるような方法を考えていければと考えております。

2つ目の、人手不足が理由で床数をどれだけ休止しているかというところについては、正確な数は把握できていませんが、特養そのもののユニットで休止があったかは確実ではないですが、ショートステイはユニット単位で何床かあったかどうかについても、手元に正確なデータがありません。申し訳ございません。

【___委員】

ここに相談体制の充実と書かれていますが、先日、市民の方から言われたんですが、地元では、電話してもなかなか自分の困っているところに行き着かず、諦めて電話を切ってしまったということがありました。

が、最近、電話したら担当のところにスムーズにつながってもらえたという話を聞きました。私が会議等で発言するときには、ここをもっとこうしてほしいとかそういった話をいろいろしているんですけども、水戸市の職員の方が何もやっていないのではなく、いろいろやっていて、改善しているんだなという声も聞いたので、皆さんにも共有したいと思いました。

【____委員】

今の____委員の発言に重なる部分もありますが、今年、地域包括支援センターが8つの圏域に設置されて、すでに効果が見えてきているところもあるかと思います。体制が変わったことについては周知もしているとは思いますが、これまで高齢者支援センターとして培ってきたものに加えて、職員の人数も増えて力がみなぎっていると感じるので、認知症施策等かなり力を入れてやっていると思うので、どういったことができるのかというのをさらに周知していけるとなおよいのかなと思います。

【執行機関】

今お話がありましたように、令和8年度から地域包括支援センターの体制を変更いたしまして、昨年度までの1か所の地域包括支援センターから9か所の地域包括支援センターへ拡充しまして、各センターの配置人数も増やして、対応にあたっている状況でございます。今後は、生活支援体制整備事業で地域資源の開発やマッチングという役割を担う生活支援コーディネーターを、昨年度は南部第一と東部の2圏域で試験的に配置しましたが、今年度からは各圏域に生活支援コーディネーターを配置するというので、各法人と調整をしているところでございます。全圏域に配置されますと、短期集中予防サービスの卒業生に対して、地域で活動できる場を創出し、マッチングを行い、各地域の中で活動量を確保し、自立支援、重度化防止に資する動きをさらに加速化させていければと考えております。

【____委員】

2つ、要望というか次回までにお答えいただければよいのですが、計画策定の趣旨の6行目に、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められているとありますが、第10期から2040年に向けて国として初めて、自治体の規模や高齢化の状況等それぞれの事情に応じた地域差を認めた計画づくりの方向に舵を切ったと認識しています。水戸市としては、地域差として何を認識していて、どのような課題があるのかというところを10期の計画では少し出した方がいいのかと思います。これまでは4ページの計画の構成のところまで調査をしていて、水戸市の現状と課題ということで、統計に基づく実態については示されてきたけれども、結果が示されるだけで、水戸市がどういう市なのか、全国の高齢化率は示されているが水戸市の高齢化率はどうかとか、全国より高いのか低いのかといった地域差が前面に出てくる計画づくりが求められるようになるのではないかと、水戸市としてこのあたりをどのように計画に反映していくのかというところを、次回でかまいませんのでお答えいただければと思います。

2点目は、1ページ目一番下のところですが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画と法を根拠とした行政計画の策定について、これらの計画と高齢者福祉計画・介護保険事業計画の関係について、前者の二つの計画を内包するという表現が少し気になりました。認知症施策推進計画は努力義務であるとありましたが、努力義務であるから水戸市としては策定しないという結論になったのか、策定はするけれども個別には策定をせず高齢者福祉計画・介護保険事業計画に入れ込むのか、法律に基づく行政計画である以上、もう少し厳格な取扱いというか

どのようにやっていこうと考えているのか、誤解のない範囲で表現するとよいのではないかと思います。これに対しても次回御回答いただきたいのですが、なぜこのような話をするかというところ、3ページ目(3)のところで、新しい認知症観という非常に抽象的な表現の中で何をするのか、事業計画はすごく具体的にすることで、その上に新しい認知症観に基づくと入ると目指す方向性がずれてくるのではないかと思います。また、バリアフリー社会という言葉は一般的な表現としては理解できるのですが、認知症バリアフリー社会となると、認知症とつけるだけでもニュアンスが変わってくるので、新しい表現を使うときは、その場限りのものではなく、ある程度普遍化して共通化するということが、最初は必要なのかなと思いますので、このあたりをどのように考え、計画に落とし込んでいくのかというのを次回までに御回答いただければと思います。

【執行機関】

地域の実情に応じたきめ細かな対応という中では、これまでも地域差はどういったものがあるのかというところでは、水戸市は近隣の市町村と比べると介護サービス事業所が多いといったところなどは捉えております。そういったものを基に、水戸市としてどういったものを進めていくのかというところは、今後検討していくことになります。課題等を提示できる時期につきましては、次回提示できるかはお示しできませんが、今後検討を進めていければと考えております。

また、成年後見制度利用促進基本計画、認知症施策推進計画につきましては、これまでも内包するという言葉を使っていたので同じような表現を使っております。認知症施策推進計画については努力義務となりましたが、水戸市といたしましては、取組としてはこれまでもやっていたものでありまして、今後新しい部分も出てくる可能性はありますが、基本は、これまでやってきたことを引き続き実施していくということで、それを新しく別の冊子で作るのではなく、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に入れた形で整理していきたいと考えております。

新しい認知症観につきましては、国の方でこういった表現を使い始めましたので、無視することができない部分であります。こういったわかりづらい言葉については、説明を加えるなどが必要かと思います。認知症バリアフリーにつきましても同様でございますが、こちらは前回の計画でも使っておりますので、よりわかりやすいようにしていきたいと考えております。今後、次回かどうかはわかりませんが、お示しできればと考えております。

【会 長】

それでは、(1)第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針については、よろしいでしょうか。それでは、(1)については以上といたします。

続きまして、(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会 長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問等がありますでしょうか。

(質問なし)

【会 長】

本日の議事は以上となります。限られた時間の中で、皆様の御協力をいただき、スムーズに進めることができました。ありがとうございました。次回も引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、進行を事務局にお戻しいたします。

【司 会】

委員の皆様には、大変お忙しいところ御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和8年度第1回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を終了いたします。お疲れ様でございました。